

# 令和5年度 「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成について (全日本トラック協会)

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。

2. 助成対象 期間：令和4年4月1日～令和6年1月末日

上記の期間に、本社営業所（主な経営基盤）を千葉県内に有する事業者において、「働きやすい職場認証制度」（正式名称：運転者職場環境良好度認証制度）新規取得（上位認証取得を含む）または同位認証継続で認証取得したもの。（※他県で助成を受けた事業者は対象外）

※令和4年度に当該認証に関し、千ト協で助成を受けた事業者は対象外

3. 申請受付期間 令和5年6月1日～令和6年2月6日午後5時必着

※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。

（全てA4サイズで作成）

- (1) 「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成申請書
- (2) 働きやすい職場認証登録証書のコピー
- (3) 審査・登録に係る請求書のコピーまたは支払いを称する書類  
(インターネットバンキングの振込結果(確定済・承認済等)のコピーなど)
- (4) 運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書(様式A)のコピー両面
- (5) 運転者職場環境良好度認証制度 本社・営業所一覧(様式B)のコピー

5. 助成回数 一事業者当たり、一申請とする。

6. 助成金額 (1) 新規取得（上位認証取得を含む）：30,000円を上限

(2) 同位認証継続：20,000円を上限